

軽自動車税が改正されます!!

地方税法改正に伴い、平成 28 年度から、軽自動車などの税率（年税額）が次のように変わります。



軽自動車（三輪以上）

車両区分		平成 28 年度税額						
		平成 27 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以降に新規検査を受けた車両	重課対象車両 ※ 1	軽課対象車両			
					25%軽減 ※ 2	50%軽減 ※ 3	75%軽減 ※ 4	
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	
四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	3,800 円	4,500 円	1,900 円	1,000 円

新規検査を受けた年や環境性能などに応じて税額が異なりますので、注意してください。

なお、最初の新規検査を受けた年は、車検証の「初度検査年月」に記載されていますのでご確認ください。

- ※ 1 平成 14 年以前に新規検査を受けた車両
- ※ 2 乗用車は平成 32 年度燃費基準達成車 貨物車は平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車
- ※ 3 乗用車は平成 32 年度燃費基準 + 20%達成車 貨物車は平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車
- ※ 4 電気自動車、天然ガス自動車

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種区分		平成 27 年度税額	平成 28 年度税額
原付	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～ 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～ 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車 (125cc 超～ 250cc 以下)		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		4,000 円	6,000 円
小型特殊	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
雪上車		2,400 円	3,600 円



※トレーラーについても税額が 2,400 円から 3,600 円に変わります。

お問い合わせは 税務課まで ☎ 64・7102 (直通)